青森県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営状況の概要

平成19年10月

青森県後期高齢者医療広域連合

当広域連合は、平成19年2月1日に設立されました。そのため、 平成18年度の状況については、平成19年2月及び3月の2か月 分の状況となっています。

本概要でいう「職員」とは、別に指定がない限り、一般職に属する職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)を指します。

任免及び職員数に関する状況

当広域連合の職員は、青森県及び県内市町村から地方自治法第252条の17の規定により派遣されています。派遣元及び派遣職員数は次のとおりです。

派遣元及び派遣職員数の状況

//以及	3.兀汉ひ		只奴!	.V21\/\ <i>I</i> L	
	派遣	一元		派遣職員数	
				H 1 9 . 2 . 1 H 1 9 . 4 . 1	
青	林	Ř	県	2 人 2 人	
青	葯		市	1 人 2 人	
弘	前		市	1 人 2 人	
八	戸	ī	市	1 人 2 人	
黒	石	ī	市	1 人	
五	所 川	原	市	1 人	
+	和	田	市	1 人	
Ξ	沂	7	市	1 人	
む	7)	市	1 人	
つ	が	る	市	1 人	
平	Л		市	1 人	
外	ケ	浜	町	1 人	
西	目	屋	村	1 人	
中	泊	3	町	1 人 1 人	
七	戸	ī	町	1 人	
東	通	ĺ	村	1 人	
五	戸		町	1 人	
	計	-		6 人 21 人	

給与の状況

職員の給与の概要については、次のとおりです。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
10年亩	千円	千円	千円	%
18年度	15,789	2,286	2,875	18.21

(注) 市町村から派遣されている職員の人件費については、通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当、単身赴任手当以外は派遣元から支給されていますので歳出総額には含まれていません。派遣元で支給した人件費については、年度末に精算し負担金として派遣元に支払います。平成18年度の人件費負担金額は3,349千円です。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

	給 与 費			費	
区分 (A)		給料	職員手当	期末·勤勉 手当	計(B)
18年度	人	千円 1,654	千円 837	千円	千円 2,491
	_	1,054	037	U	2,431

- (注)1 職員手当には退職手当を含みません。
 - 2 職員数には、市町村から派遣されている職員を含みません。
 - 3 職員手当には、市町村から派遣されている職員に支給された、通勤手当及び時間外 勤務手当が含まれています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

` ′		
平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
47.0 歳	413,500 円	494,204 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における職員(市町村から派遣されている職員は含まれていません。)の基本給の平均です。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤 務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2)職員の初任給の状況(19年4月1日現在)

区分	広域連合	国	
	初 任 給	初 任 給	
大 学 卒	170,200 円	170,200 円	
高 校 卒	138,400 円	138,400 円	

3 級別職員数の状況(19年4月1日現在)

X	分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1	級	主事	4 人	19.0 %
2	級	主 事	4 人	19.0 %
3	級	主 査	7 人	33.4 %
4	級	課長・主幹	4 人	19.0 %
5	級	課長・主幹	1 人	4.8 %
6	級	事務局長	0 人	0.0 %
7	級	困難な業務を所掌する事務局長	1 人	4.8 %
8	級	特に困難な業務を所掌する事務局長	0 人	0.0 %

- (注) 1 青森県後期高齢者医療広域連合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当 平成18年度は、支給されていません。

(2)時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	482 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	80 千円

(3) その他の手当(19年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当た リ平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを扶養している 場合に支給されます。 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人目 6,000~11,000円 2人目以降1人につき 6,000円 子が満16歳~22歳の加算 5,000円	同		80 千円	40,000円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤 することを常例としている場合 に支給されます。 バスや電車などの公共交通機関 利用の場合 最高 55,000円 自家用車など利用の場合 最高 35,000円	異なる	自家用車な ど利用の場 合の最高額 (国は、 24,500円)	48 千円	16,000円
住居手当	借家や借間の家賃を負担し、又は自宅に世帯主として住んでいる場合に支給されます。 借家、借間の場合 最高 27,000円 持ち家の場合 定額 3,000円	異なる	持ち家の場 合の定額 (国は、購 入後5年間 2,500円)	12 千円	6,000円
単身赴任手当	派遣されたことに伴い、配偶者と別居して単身で生活することとなった場合に支給されます。 最高 68,000円	異なる	異よ者て活と合動りと単すな、別身るったと配居でこたにほし生と場	0 千円	0円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 支給期間 11~3月までの5か月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円 なお、平成19年度までは経過措置があります。	同		80 千円	40,000円
休日勤務手当	休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。 支給額=勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同		0 千円	0円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 のうち、規則で指定するものに 支給されます。 支給額=77,400円	同	125 千円	125,000円
管理職員特 別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給する。 勤務1回につき 7,000円	同	0 千円	0円

5 特別職の報酬の状況(19年4月1日現在)

	•		
区分	報酬(年額)		
広域連合長	60,000円		
副広域連合長	47,000円		
議長	42,000円		
副議長	35,000円		
議員	28,000円		

勤務時間その他の勤務条件の状況

 勤務時間の状況 職員の勤務時間は、次のとおりです。

(19年4月1日現在)

開始時間	終了時刻	休憩時間	勤務時間
8:30	17:15	12:00~12:45	8 時間

2 休暇

休暇制度の概要・種類等(19年4月1日現在)

休暇の種類	有給・無給 の別		概要	
年次有給休暇	有 給	1年につき最高20日	間	
病気休暇	有 給	負傷又は病気のために療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、医師の証明に基づき、その療養に必要な期間認められる休暇		
介護休暇	無給	老齢により2週間以上	偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は 日常生活を営むのに支障がある者の介護を ことが相当な場合に認められる休暇	
		種 類	付与日数 (概要)	
特別休暇	有 給	感染症による交通遮 断等休暇	必要と認められる期間	
イサカリ1小呼又	1	出勤困難休暇	必要と認められる期間	
		退勤途上の危険回避 休暇	必要と認められる期間	

		現住居の滅失等休暇	必要と認められる期間
		証人等休暇	必要と認められる期間
		選挙等休暇	必要と認められる期間
		骨髓移植休暇	必要と認められる期間
		生理休暇	必要な期間
		結婚休暇	連続7日
		配偶者出産休暇	3日
		育児参加休暇	5日
	特別休暇 有給	服忌休暇	1 日~連続 10 日
特別休暇		祭日休暇	1日
		ボランティア休暇	5日
		産前休暇	8週間(多胎妊娠14週間)
		産後休暇	8 週間
		妊産婦通院休暇	必要と認められる期間
		妊婦の通勤緩和休暇	必要と認められる期間(1日1時間以内)
		育児休暇	1日2回、各60分以内
		妊婦の業務軽減等休	必要と認められる期間(適宜の休息又は補
		暇	食)
		子の看護休暇	5日
		夏季休暇	4日

3 育児休業等の取得状況

育児休業等の平成18年度中の取得状況は、次のとおりです。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	0人	0人
女性職員	0人	0人
計	0人	0人

分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第28条の規定に基づき分限処分に付されることになりますが、平成18年度における分限処分の状況は次のとおりです。 なお、地方公務員法第28条第4項の規定に基づき失職した者はありませんでした。

るの、心力な物質はおとし、お子類の私にに至って入場した自体のうなとれてした。					
処分の種類(延べ件数)	分限処分 (件)				計
処分事由	降任	免職	休職	降給	ΠI
勤務成績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	0	0		0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃 職又は過員を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
条例で定める事由による場合			0	0	0
計	0	0	0	0	0

2 懲戒処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第29条の規定に基づき懲戒処分に 付されることになりますが、平成18年度における懲戒処分の状況は次のとおりです。

処分の種類(延べ件数)	懲戒処分 (件)				計
処分事由	戒告	減給	停職	免職	пІ
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った 場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 のあった場合	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

服務の状況

1 職務専念義務の免除を認めている例の概要

地方公務員法第35条の規定により、職員は職務に専念する義務を有していますが、当該 義務が免除される場合(職専免)として、次の場合があります。

(19年4日1日現在)

(1 ³ 十分1日XE)			
職専免が認められる場合			
法律に特別な定めがある場合			
(例)地方公務員法(以下「法」という。)第55条第8項に規定された適法な交渉			
条例に特別な定めがある場合 《以下の1~3》			
1 研修を受ける場合			
2 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合			
3 上記のほか、任命権者が定める場合			

2 営利企業等の従事制限の許可基準及び許可状況

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法第38条の規定に基づき任命権者の 許可を得る必要がありますが、その場合の許可基準は、規則で次のとおり定められています。

(19年4月1日現在)

- (1) 職務の遂行に支障がないこと
- (2) その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
- (3) 地方公務員法の精神に反しないこと

平成18年度中の営利企業等従事許可はありませんでした。

研修及び勤務成績の評定の状況

- 1 研修の実施状況 平成18年度中に研修は実施していません。
- 2 勤務成績の評定の実施状況 勤務成績の評定は実施していません。

福祉及び利益の保護の状況

- 1 定期健康診断の実施状況 平成18年度は実施していません。
- 2 公務災害及び通勤災害の発生状況

災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害及び死亡)又は通勤による災害 を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償と、被災職員及び遺族の援護など必要 な事業を行うことを目的としています。

災害の認定及び補償については、地方公務員災害補償基金青森県支部が行っています。 発生件数(18 年度)

災害区分(認定)	件数
公務災害	0 件
通勤災害	0 件
計	0 件